

平成 29 年 12 月 7 日

各 位

行政書士オフィスウエハラ
沖縄県那覇市泉崎 1-17-14
TEL 098-860-6125
FAX 098-860-6126
E-mail: info@office-uehara.okinawa
行政書士 上原重巳

産業廃棄物研修会（基礎編）開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 29 年 10 月 1 日より、産業廃棄物の適正処理について法改正がありました。

そこで当事務所では、常日頃から事業者様から分かりにくいとご質問の多い産業廃棄物のルールや手続きについて、今回の改正ポイントも含めた研修を開催することと致しました。年末の時期、ご多用中のことと存じますが、是非ともご参加下さいますようお願いいたします。

記

- 講 師：行政書士オフィスウエハラ 担当者
- 日 時：平成 29 年 12 月 22 日（金） 14：30～16：00
- 場 所：沖縄県那覇市西 3-11-1 沖縄男女共同参画センターているる 2F 会議室 1
（パシフィックホテル隣り。駐車場は収容台数が少なく、当日は満車が予想されますので、できるだけバス・タクシーでお越しください。）
- 料 金：施設料・資料代として一人 2,000 円（税込。）
- 定 員：20 名（先着順。定員に達し次第、締め切ります。）
- 対象者：役員・管理職、総務・事務担当の方
- その他、研修内容、申込方法につきましては次頁をご参照の上、当事務所までご連絡ください。

<研修内容>

内 容：

1. 産業廃棄物の基本的ルール

- 一般廃棄物と産業廃棄物の違いとは何か、事例を解説
- これだけはやってはいけない、実際にあった産業廃棄物の処分事例
- 難しい建設産廃、現場からのごみの持ち帰りは可能か

2. 産業廃棄物マニフェストと運搬委託契約書の注意点

- 間違いの多いマニフェスト記載と注意点
- 運搬委託契約のルール

3. 水銀に関する水俣条約発効にともなう廃棄物処理法の改正

- 水銀使用製品産業廃棄物についての新たな措置、必要な手続

《 申 込 欄 》

※1 施設・座席の関係上、当日参加できる方を記載して下さい。

※2 3名以上でご参加の場合は、事前に当事務所までご連絡ください。

会社名：	
参 加 予 定 者	

参加者一覧に御記載の上、FAX・メールにて当事務所までご送付ください。